

大和郡山市からのお知らせ

大和郡山市立地適正化計画で定められた

「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」(裏面図参照)以外の区域で、

下記の対象となる開発行為・建築行為を行う場合は、

工事着手の30日前までに、大和郡山市への届出が必要です。

また、都市機能誘導区域内で下記の対象となる誘導施設を休廃止する場合は、

その30日前までに、大和郡山市への届出が必要です。

(1)居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外で以下の対象となる開発行為や建築等行為を行う場合

開発行為	① <u>3戸以上の住宅</u> の建築目的の開発行為 ② <u>1戸又は2戸の住宅</u> の建築目的の開発行為で、その規模が <u>1,000㎡以上</u> のもの
建築等行為	① <u>3戸以上の住宅を新築</u> しようとする場合 ② 建築物を改築、又は建築物の用途を変更して <u>3戸以上の住宅等</u> とする場合

(2)都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外で以下の対象となる開発行為や建築等行為を行う場合

開発行為	① <u>誘導施設を有する建築物</u> の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① <u>誘導施設を有する建築物を新築</u> しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(3)該当する誘導施設

誘導施設として、下記の施設を設定しています。

誘導施設	詳細
駅前型子育て支援施設 (保育所等)	・ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 ・ 学校教育法第22条に規定する幼稚園 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ・ 上記以外の子育て支援施設、子育て世代活動支援センター
生鮮食料品店等	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)のほかに、スーパーマーケットや産直市場等の生鮮食料品を取扱う店舗
起業支援オフィス	未創業～創業後概ね5年以内の個人及び企業などの入居条件を有して、創業間もない企業や起業家に対し、低賃料スペース提供、マーケティング支援などの経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした業務施設

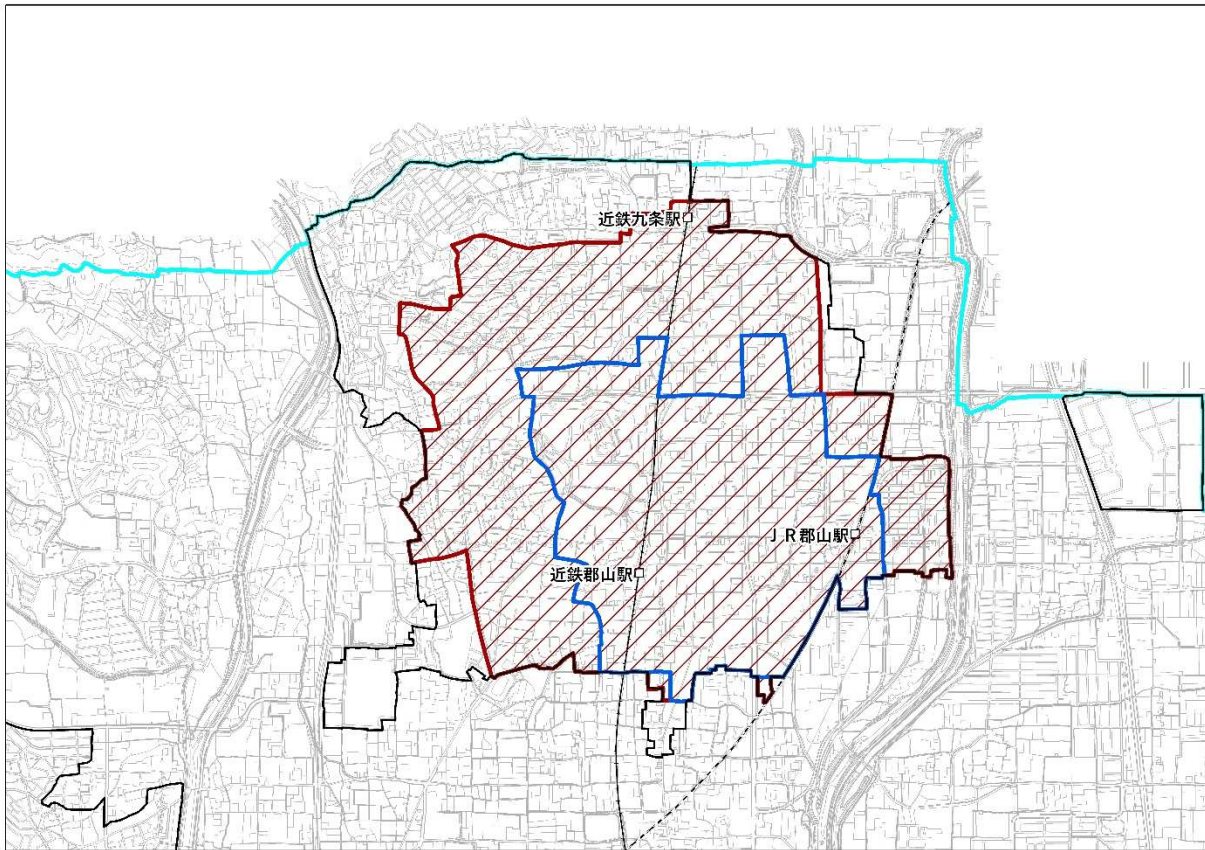
※詳しい内容はホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課 〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
TEL: 0743-53-1151 内線673・674 FAX: 0743-53-1049

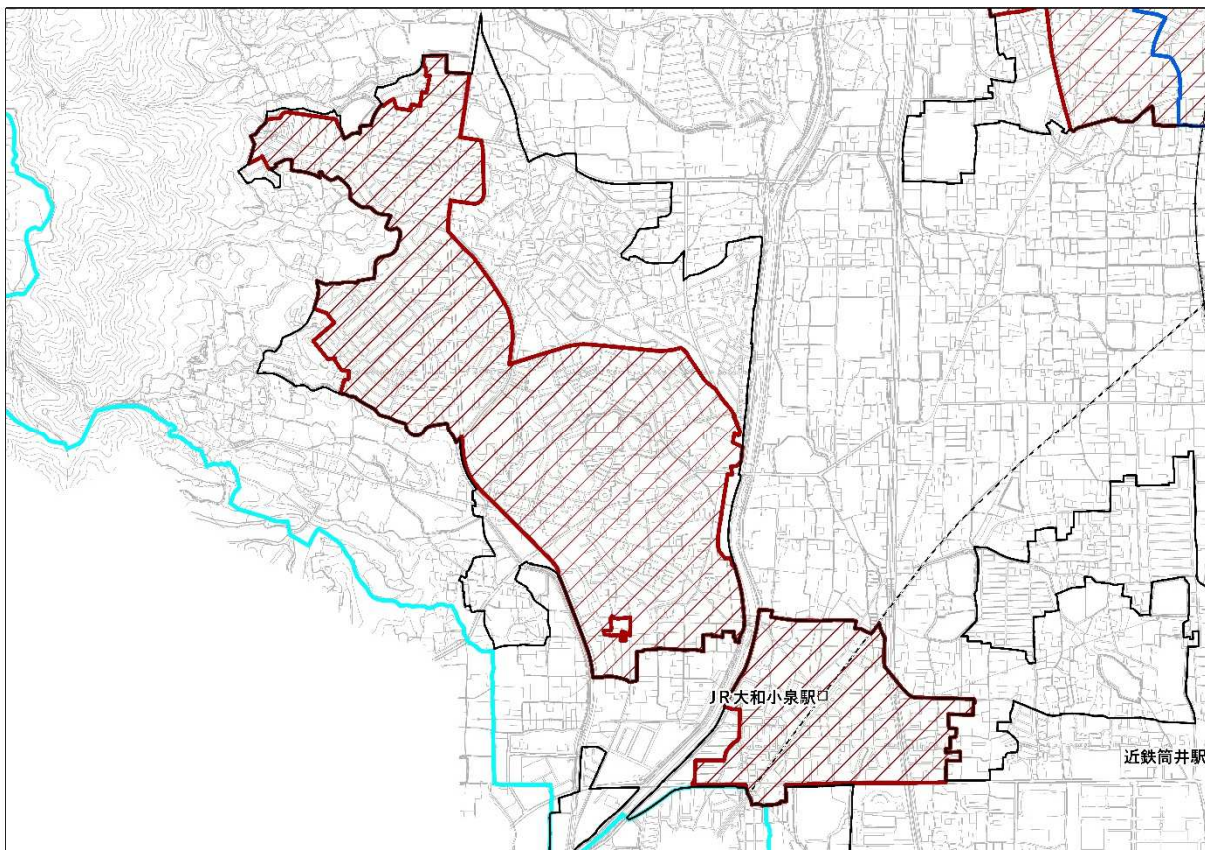
大和郡山市立地適正化計画における誘導区域

■中心市街地地区(近鉄郡山駅周辺)



- 凡例
- 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域
 - 駅
 - 鉄道(近鉄)
 - 鉄道(JR)

■西部住宅地区(大和小泉駅・西部住宅団地周辺)



- 凡例
- 居住誘導区域
 - 都市機能誘導区域
 - 市街化区域
 - 都市計画区域
 - 駅
 - 鉄道(近鉄)
 - 鉄道(JR)